

最終更新日:2016年1月29日

株式会社アルトナー

代表取締役社長 関口 相三

問合せ先:(代)06-6445-7551

証券コード:2163

http://www.artner.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

1. 当社は、長期安定的な株主価値向上を経営の最重要課題と位置づけており、事業の発展及び収益性を確保するとともに、より高い技術開発力を目指す技術者集団として、各業界での顧客企業とともに「テクニカルパートナー」として成長していくことを目指しております。また、常に社会の求めるものを追求し、需要を創造するとともに、会社の持続的な発展のために経営の効率性と健全性を追求してまいります。
2. 会社の社会的役割を認識し、法令等を遵守するとともに株主・地域社会・顧客企業・従業員などステークホルダーとの良好な関係の維持発展に努めてまいります。
3. 経営環境の変化に柔軟に対応できる経営管理体制(含む内部管理体制)により、内部統制並びにリスクマネジメントをより一層強化し、管理体制の充実を図ってまいります。また、社内外への情報の迅速な開示と、経営の透明性を高めてまいります。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称         | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 株式会社関口興業社      | 1,155,000 | 43.47 |
| アルトナー従業員持株会    | 325,912   | 12.26 |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 120,000   | 4.51  |
| 田中 幸夫          | 74,000    | 2.78  |
| 奥坂 一也          | 68,720    | 2.58  |
| 張替 朋則          | 66,560    | 2.50  |
| 日本証券金融株式会社     | 54,900    | 2.06  |
| 横田 成昭          | 36,000    | 1.35  |
| 松井証券株式会社       | 35,400    | 1.33  |
| アルトナー役員持株会     | 29,800    | 1.12  |

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ     |
| 決算期                 | 1 月           |
| 業種                  | サービス業         |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満       |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満         |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 定款上の取締役の員数                     | 10 名    |
| 定款上の取締役の任期                     | 2 年     |
| 取締役会の議長                        | 社長      |
| 取締役の人数                         | 5 名     |
| 社外取締役の選任状況                     | 選任していない |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし      |

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、それぞれの年度毎における監査計画の立案、または監査報告書作成において相互に助言、情報交換及び意見交換を行うことで情報の共有を図り効率的な監査に努めております。監査に当たっては、内部監査室と監査役は会計監査人と相互に情報及び意見交換を行い、監査課題について共有の認識を深め、必要に応じて助言指導を仰いでおります。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 三谷 高昭  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 金井 博基  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 福室 孝三郎 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明  | 選任の理由                                                                                                                                                         |
|--------|------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三谷 高昭  | ○    | 独立役員に指定しております | これまでに培ってこられた経理・財務の知識・経験により、広い見識を有し、その視点から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係上、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。 |
| 金井 博基  | ○    | 独立役員に指定しております | 税理士としての専門的知識を有し、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係上、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。                   |
| 福室 孝三郎 | ○    | 独立役員に指定しております | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしていること、また現在・最近及び過去において、会社との関係上、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任いたしました。                      |

#### 【独立役員関係】

##### 独立役員の人数

3 名

#### その他独立役員に関する事項

独立役員を選任しておりますので、該当事項はありません。

#### 【インセンティブ関係】

##### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬は、当期純利益の2%を原資として、支給する場合がある旨を定めております。

##### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

##### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていませんが、報酬総額を有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

##### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

社内における規程に基づき決定しております。なお、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内(平成7年5月31日臨時株主総会決議)、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内(平成7年5月31日臨時株主総会決議)となっております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

該当事項はありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

#### (1) 現状体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役は5名、監査役は3名であります。社外取締役は選任しておりませんが、監査役3名は社外監査役であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

#### (2) 各機関及び部署における運営、機能及び活動状況

##### 〈取締役会〉

取締役5名で構成され、毎月2回開催しております。毎月15日の業績取締役会で月次業績に関連する事項を主に審議し、毎月末の定時取締役会で経営計画に関する事項、業務執行に関する重要事項の審議・決定を行っております。

##### 〈コンプライアンス・リスク管理会議〉

代表取締役を含む取締役並びに監査役に加え本部長、部長を主な構成員とするコンプライアンス・リスク管理会議を毎月1回開催しております。この会議により、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図り、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括する体制を整備しております。

##### 〈監査役会〉

監査役3名(社外監査役3名)で構成されており、原則毎月2回開催しております。監査役会では、監査方針の決定並びに監査報告書の作成を行うとともに監査役会で定められた監査方針に従い、取締役会並びにその他重要な会議へ出席することで健全な経営に資するための職務を遂行しております。

##### 〈会計監査人〉

会計監査人には、有限責任あずさ監査法人を選任しております。当社と同監査法人及び当社に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 浅井 愁星 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 中畑 孝英 有限責任あずさ監査法人

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、取締役相互による業務執行の監督が機能しており、また、監査役会による経営監視も機能していると判断していることから、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|     | 補足説明                                                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 株主総会招集通知を当社IRサイトに掲載しております。<br>IRサイトのURLは、 <a href="http://www.artner.co.jp/ir/">http://www.artner.co.jp/ir/</a> であります。 |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                        | 代表者自身<br>による説明<br>の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家に対して経営方針、決算概要、業績の見通し等の説明会として、年2回を予定しております。             | あり                    |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家に対して経営方針、決算概要、業績の見通し等の説明会として、年1回を予定しております。       | あり                    |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社のホームページにIR情報のページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書などを適宜掲載します。 |                       |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営戦略本部 IR・PRグループが担当しております。                                  |                       |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|     | 補足説明                                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 当社においては、常に情報提供のあり方についての検討を行っており、ホームページを随時見直しております。経営戦略本部を統括部署と定め、IR情報やその他の会社情報の提供を行っていく方針であります。 |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 【内部統制システムの基本方針】

##### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- [1] 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- [2] 取締役、監査役及び従業員その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱を禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- [3] 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

##### 2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- [1] 取締役及び従業員は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- [2] 取締役、監査役及び従業員は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- [3] 内部監査室は、財務報告の適正性を確保するための体制の運用を監査しております。

##### 3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- [1] 取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- [2] これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

##### 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- [1] 当社は、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括管理するための体制を明確にしております。
- [2] 当社は、同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- [3] 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

##### 5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- [1] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会とし、第2回を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
- [2] 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌(職務権限)明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。

##### 6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- [1] 該当する親会社及び子会社はありません。

##### 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- [1] 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
- [2] 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要としております。

##### 8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- [1] 取締役会等重要な会議に監査役は出席しており、取締役から業務執行状況の報告を受けております。
- [2] 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
- [3] 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告しております。

##### 9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- [1] 代表取締役及び内部監査室長は監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
- [2] 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について要請をしております。
- [3] 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
- [4] 監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1) 反社会的勢力による被害防止のための基本方針

- [1] 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- [2] 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段をもって毅然とした態度で対応します。
- [3] 当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- [4] 当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- [5] 当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- [6] 当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

#### 2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- [1] 当社は、管理本部長の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- [2] 当社は、弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。

- [3]当社は、総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- [4]当社は、反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- [5]当社は、総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通りであります。

### 1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、情報開示にあたり、的確な情報管理を行い、社会から理解、信頼、支持される企業を目指し、適時かつ適切な情報開示を行い、企業の社会的責任の観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努め、ひいては企業価値の向上に努めます。

適時開示につきましては、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」によって開示を求められる情報については、関係法令等を遵守して、迅速、正確、適時かつ適切な情報開示に努めます。

証券取引所規則等に基づく情報開示に関しては、適時開示情報伝達システム(TDnet)により開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、速やかに当社のホームページにも掲載いたします。

関係法令等によって開示が義務づけられていない情報であっても、社会的要請があると判断される情報については、自主的かつ積極的な情報開示に努めます。

情報開示の適正性を確保し、当社の情報開示ルールに基づき情報開示を行います。情報開示の適切性を検証する組織として「情報開示委員会」が適宜検証を実施いたします。

### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社における適時開示に係る組織は、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分に果たすとともに、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様からの確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、個々の会社情報が投資判断等へ与える影響について、重要性の判断を逐次行うための専門組織として「情報開示委員会」を設置し、社内体制やプロセスの整備・充実に図り、適時開示規則及び関連諸法令等に基づいた、適時適切な情報開示に努めております。

「情報開示委員会」は、当社のあらゆる情報について、各担当部門が迅速かつ網羅的に収集し、適時開示規則及び関連諸法令等により情報開示の検討を要すると判断された情報が集約されます。

当委員会は、代表取締役を最高責任者(委員長)とし、情報管理責任者(実務責任者)である管理本部長を中心として、各種の情報に精通した各本部長及び部長を委員として構成されており、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、投資家にとっての有用性も考慮した任意開示の是非を含めて、当社の情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議を行います。その結果、情報開示が必要と判断した場合には、タイミング・方法等の検討も経て、取締役会への報告・承認の後、情報開示を行います。

### 3. 決定事実の適時開示

当社における重要な決定事項ならびに決算に関する情報につきましては、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。取締役会におきましては、当社の「取締役会規程」に定められた取締役会決議事項について決議いたしております。情報開示責任者(情報開示担当役員)は、決議事項のうち開示対象となる重要事項について、当該取締役会終了後、直ちに情報開示を行ってまいります。

### 4. 発生事実の開示

当社における未公表の重要な発生事実の管理につきましては、各部門長を当社の各部門の発生事実等を管理する情報管理担当者としております。役職員が職務に関して当社の未公表の発生事実または発生事実等に該当する可能性がある情報を知ったときは、自己の所属する情報管理担当者に報告いたします。

情報管理責任者は、情報管理担当者から報告された情報が重要事実等に該当するかどうかを判断し、重要事実等につきましては取締役会の決議を経て、適切な時期及び方法によって情報開示を行ってまいります。緊急を要する場合には、迅速な開示を行うために、代表取締役社長が開示に関する決定を行ってまいります。

### 5. インサイダー取引防止について

当社では、「株券等の内部者取引の管理に関する規則」を定め、役職員がその職務に関して知った重要事実等の管理及び役職員による株券等の売買等に関する行動基準を定めることにより、内部者取引を未然に防止し、もって証券市場における当社の信頼を確保することに努めております。

